

繰延税金資産の回収可能性

企業会計ナビチーム 公認会計士 浦田千賀子

▶ Chikako Urata

監査部門に所属し、人材サービス業、ホテル業、小売業の監査などの会計監査に携わる傍ら、雑誌への寄稿やセミナー講師も行っている。また、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）の編集委員として、会計情報の外部発信業務にも従事。主な著書（共著）に、『図解でざっくり会計シリーズ1 税効果会計のしくみ（第2版）』『3つの視点で会社がわかる「有報」の読み方（最新版）』（いずれも中央経済社）などがある。

企業会計ナビでは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビが発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介していきます。

今回は「解説シリーズ『税効果会計（平成27年度更新）』第4回：繰延税金資産の回収可能性」を紹介します。

【ポイント】

- ▶ 繰延税金資産の回収可能性を判断する際、一定の要件あるいは過去の業績等を総合的に勘案し、企業を五つに分類します。企業分類は計上可能な繰延税金資産の金額を大きく左右するため、社内での詳細な検討が必要となり、監査人とも綿密な協議が行われる論点ですので、回収可能性の判断のための非常に重要な検討の入り口部分といえます。

I 企業分類ごとの取扱い

各分類で計上可能な繰延税金資産の範囲は＜図1＞の通りです。

1.（分類1）に該当する企業の取扱い

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じており、かつ当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない企業の場合は、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとします。

2.（分類2）に該当する企業の取扱い

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、いずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じておらず、かつ当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない企業の場合、（分類2）に該当する企業として取扱います。

▶ 図1 企業分類ごとの繰延税金資産の計上可能範囲

スケジュールリング					
（分類1）	長期性	1年	2年～5年	5年超	不能
（分類2）	長期性	1年	2年～5年	5年超	不能（但し、例外あり）
（分類3）	長期性	1年	2年～5年	5年超（但し、例外あり）	不能
（分類4）	長期性	1年	2年～5年	5年超	不能
（分類5）	長期性	1年	2年～5年	5年超	不能

■：回収可能性あり

(分類2)に該当する企業においては、一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に係るものも含め、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとしします。

一方、スケジュールリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、一定の事項を企業が合理的な根拠をもって説明する場合（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（以下、適用指針）第21項）を除き、回収可能性がないものとしします。

3. (分類3)に該当する企業の取扱い

過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減しており（負の値となる場合を含む）、かついずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない場合、(分類3)に該当する企業として取扱います。(分類3)に該当する企業においては、将来の合理的な見積可能期間（概ね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジュールリングの結果繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産（解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に係る繰延税金資産を含む）は回収可能性があるものとしします。

ただし、5年を超える見積可能期間においてスケジュールリングされた一時差異等に係る繰延税金資産についても、一定の事項を企業が合理的な根拠をもって説明する場合（適用指針第24項）には、回収可能性があるものとできます。

4. (分類4)に該当する企業の取扱い

次のいずれかの要件を満たし、かつ翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、(分類4)に該当します。

- ▶ 過去（3年）又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている
- ▶ 過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある
- ▶ 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる

(分類4)に該当する企業の場合、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積

もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとしします。

ただし、一定の事項を企業が合理的な根拠をもって説明する場合（適用指針第28項、第29項）には、(分類2)や(分類3)に該当する企業として、繰延税金資産を計上する幅を広げることが可能となっています。

5. (分類5)に該当する企業の取扱い

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じており、かつ、翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれている企業の場合、原則として繰延税金資産の回収可能性はないものとして取扱います。

6. いずれの分類の要件を満たさない企業の取扱い

(分類1)から(分類5)までの要件をいずれも満たさない企業は、過去の課税所得又は税務上の欠損金の推移、当期の課税所得又は税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断される分類へ区分することが定められています。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他に次の項目などの解説を行っています。

【税効果会計（平成27年度更新）】

- 第1回：「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」について
- 第2回：税効果会計の意義と計算構造
- 第3・4回：繰延税金資産の回収可能性
- 第5回：連結財務諸表と税効果会計
- 第6回：その他有価証券の評価差額に対する税効果会計

続きをご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting